平成29年9月 大東市議会

条例新旧対照表【当初追加】

議案第73号

大東市営住宅条例 新旧対照表

新

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 (略)

- (1) 市営住宅 本市が建設、買取り、借上げまたは大阪府から取得を行い、低額所得者 に賃貸し、または賃貸するための住宅およびその附帯施設で、法の規定による国の補 助に係るものをいう。
- (2) ~ (5) (略)

(市営住宅等の設置)

第3条 市に市営住宅および特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)を設置し、その名称および位置は、別表第1のとおりとする。

第3条の2 ~ 第49条 (略)

(名称および位置)

第50条 市営住宅自動車駐車場(以下「駐車場」という。)の名称および位置は、<u>別表</u> 第2のとおりとする。

第51条 (略)

(使用者の資格)

第52条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定める資格を有するものでなければならない。

第53条 ~ 第56条 (略)

(使用料等)

第57条 駐車場の使用料は、別表第3のとおりとする。

主要改正点

- ・市営住宅の定義に大阪府から取得した住宅を追加したこと。
- ・大東市営大東深野住宅の名称および位置を規定したこと。
- ・大東市営大東深野住宅駐車場の名称、位置および使用料を規定したこと。

ĺΗ

第1条 (略)

(用語の定義)

第2条 (略)

- (1) 市営住宅 本市が建設、買取りまたは借上げを行い、低額所得者に賃貸し、または賃貸するための住宅およびその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) ~ (5) (略)

(市営住宅等の設置)

第3条 市に市営住宅および特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)を設置し、その名称および位置は、規則で定める。

第3条の2 ~ 第49条 (略)

(名称および位置)

第50条 市営住宅自動車駐車場(以下「駐車場」という。)の名称および位置は、<u>別表</u> 第1のとおりとする。

第51条 (略)

(使用者の資格)

第52条 駐車場を使用しようとする者は<u>、市営住宅の入居者または同居者で</u>、規則で定める資格を有するものでなければならない。

第53条 ~ 第56条 (略)

(使用料等)

第57条 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

新

- 2 前項の使用料は、使用しようとする月の末日(ただし、12月および3月にあっては 25日とする。)までに納入しなければならない。
- 3 (略)

第58条 ~ 第71条 (略)

別表第1 (第3条関係)

<u>1</u> 市営住宅

| <u>名 称</u> | 位 置 |
|-------------|--------------------------|
| 大東市営南郷住宅 | 大東市南郷町16番 |
| 大東市営深野野崎園住宅 | 大東市野崎一丁目8番 |
| 大東市営深野園住宅 | 大東市深野三丁目3番から9番まで |
| 大東市営野崎松野園住宅 | 大東市野崎一丁目15番および23番 |
| 大東市営飯盛園第1住宅 | 大東市北条四丁目1番、3番から5番までおよび7番 |
| 大東市営飯盛園第2住宅 | 大東市北条三丁目1番、2番、4番および8番 |
| 大東市営嵯峨園第1住宅 | 大東市北条三丁目12番 |
| 大東市営嵯峨園第2住宅 | 大東市北条三丁目16番 |
| 大東市営嵯峨園第3住宅 | 大東市北条三丁目14番 |
| 大東市営嵯峨園第5住宅 | 大東市北条三丁目13番および14番 |
| 大東市営楠公園住宅 | 大東市北条三丁目17番 |
| 大東市営大東深野住宅 | 大東市深野三丁目12番から17番まで |

旧

- 2 前項の使用料は、使用しようとする月<u>の前月</u>の末日(ただし、12月および3月に あっては25日とする。)までに納入しなければならない。
- 3 (略)

第58条 ~ 第71条 (略)

| | 新 |
|--|------------|
| 2 特定公共賃貸住宅 | |
| <u>名 </u> | 位 置 |
| 大東市営飯盛園第1住宅 | 大東市北条四丁目5番 |

別表第2 (第50条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|--------------------|
| | |
| | |
| 大東市営大東深野住宅駐車場 | 大東市深野三丁目12番から18番まで |

別表第3 (第57条関係)

| 区分 | 1か月当たりの使用料 |
|----|------------|
| | |
| | |

<u>備考</u> 大東市営大東深野住宅駐車場については、この表の規定にかかわらず、1か月当たりの使用料を7,500円とする。

| 旧 | | |
|----------------------|------------|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| 別表第1 (第50条関係) | | |
| 名 称 | 位 置 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| <u>別表第2</u> (第57条関係) | | |
| 区分 | 1か月当たりの使用料 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |